

高知県民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に定める住宅・建築物アスベスト改修事業に基づき、多数の者が利用する民間建築物で、壁、柱、天井等にある吹付けアスベスト等の飛散による健康障害を予防し、県民の安全・安心を図るため、高知県民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業（以下、「アスベスト含有調査事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に規定するものをいう。

(2) 吹付けアスベスト等

吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものをいう。

(3) アスベスト含有調査

この要領に定めるところにより第3条に規定する対象建築物の吹付け建材について行う吹付けアスベスト等の含有の有無に係る調査を行うために、調査者を派遣し、試料を採取し、分析調査を行うことをいう。

(4) 民間建築物

次に掲げる建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの者に準ずる者が所有するもの及びその部分を除く。

ア 建築基準法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定に基づき建築確認を受けた建築物

イ 建築基準法第18条第1項の規定に基づき計画通知を行った建築物のうち分譲等を行ったもの

(5) 調査者

対象建築物の吹付け建材についてアスベスト含有調査を行うものをいう。

(対象建築物)

第3条 アスベスト含有調査事業に係る建築物は、次の各号に適合するものとする。

- (1) 多数の者が利用する民間建築物で、吹付けアスベスト等が施工されているもの、又は、施工されているおそれがあるもの。ただし、除却する予定のもの及びその部分を除く。
- (2) 平成18年9月30日以前に着工されたもの

(対象地域)

第4条 この事業の対象区域は、高知県内の全域とする。

(事業内容)

第5条 知事は、アスベスト含有調査について予算の範囲内で実施する。

2 アスベスト含有調査は、原則として1申込あたり2箇所を試料の採取を限度とする。

(調査申込)

第6条 前条第1項の規定によるアスベスト含有調査を受けようとする者（建築物の所有者又は所有権を有するものに限る。以下、「申込者」という。）は、高知県民間建築物吹付けアスベスト等含有調査申込書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(調査者の派遣決定等)

第7条 知事は、前条の申込書の提出があったときは、申込書及び関係書類を審査し、当該申込みが適当と認めたときは、速やかにアスベスト含有調査の実施を決定し、高知県民間建築物吹付けアスベスト等含有調査決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定によりアスベスト含有調査の決定を通知する場合において、必要があるときは、当該調査の実施について条件を付することができる。

(事業の中止)

第8条 申込者は、アスベスト含有調査決定通知後において、やむを得ない事情により当該調査を取りやめるときは、高知県民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業中止（又は廃止）届出書（様式第3号）により速やかに知事に届け出なければならない。

(調査結果の報告)

第9条 調査者は、アスベスト含有調査の結果を、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、調査者から提出された報告書の内容を確認し、当該申込者に対して高知県民間建築物吹付けアスベスト等含有調査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 知事は、アスベスト含有調査の結果を特定行政庁に対して情報提供することができる。

(調査決定の取消し等)

第10条 知事は、アスベスト含有調査決定通知後において、次の各号の一に該当すると認めたときは、当該調査決定を取り消すことができる。

- (1) 申込者が、偽りその他不正の手段によりアスベスト含有調査の実施の決定を受けたとき。
- (2) 申込者が、アスベスト含有調査の決定の内容又はこれに付した条件又は関係法令等に違反したとき。

(委託)

第11条 知事は、アスベスト含有調査の一部を委託することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年8月1日から実施する。